

# みその表示

容器包装に入れたみその販売には食品表示法に従った表示①②が必要です。

容器包装の見やすい場所に、**8ポイント以上の文字**で表示してください。

## ①一括表示

名称	米みそ
原材料名	大豆、米、食塩／調味料(アミノ酸)
原料原産地	山梨県(大豆)
内容量	500g
賞味期限	令和〇年〇月〇日
保存方法	直射日光を避け常温で保存してください。
製造者	山梨 太郎 山梨県甲府市1-6-1

## ②栄養成分表示

栄養成分表示 (100gあたり)	
エネルギー	〇〇 Kcal
たんぱく質	〇〇g
脂質	〇〇g
炭水化物	〇〇g
食塩相当量	〇.〇g



みその製造には「**みそ又はしょうゆ製造業**」の許可が必要です！  
管轄の保健所にご相談ください。



種類により決まった名称(裏面1)を記載。  
風味原材料を加えたものについては、「米みそ(だし入り)」と記載。

使用した原材料を一般的な名称(例:大豆、米、塩等)で重量順に記載。  
添加物(例:アミノ酸)を使用した場合、原材料の後に区分(/や改行等)し、重量順に記載。  
※アレルギー物質(裏面2)を含む原材料・添加物等を使用した場合は次のとおり記載。  
・原材料の場合「原材料の名称(〇〇を含む)」  
・添加物の場合「添加物の名称(〇〇由来)」  
※遺伝子組み換え食品を使用した場合は、その旨を記載(例:大豆(遺伝子組換え))。

原材料のうち、重量順で最も多い原材料の原産地名を「国産(その原材料の名称)」と記載。  
※原材料が国内産の場合は「国産」又は「都道府県名(市町村名)」と、輸入品の場合は「国名(例:アメリカ)」と記載。

重量(g又はkg)で記載

「賞味期限」を記載。ただし、品質が急速に劣化しやすいものは「消費期限」を記載。

食品の特性に従い記載

製造者(製造し、表示に責任をもつ)の個人氏名又は法人名称を記載。  
製造した場所の所在地を記載。

次に当てはまる場合は②栄養成分表示は省略できます  
○容器包装の表示可能面積が概ね30cm<sup>2</sup>以下  
○次の事業者が販売する食品  
・消費税法の小規模事業者※課税売上高が1000万円以下  
・中小企業基本法に規定する小規模企業者  
※概ね常時使用する従業員が20人以下

# 裏面 1 【みその定義と名称】 ※食品表示基準別表第3及び4より抜粋

名称	定義
みそ	<p>①又は②にあてはまる、半固体状のもの</p> <p>①大豆若しくは大豆及び米、麦等の穀類を蒸煮したものに、米、麦等の穀類を蒸煮してこうじ菌を培養したものを加えたもの又は大豆を蒸煮してこうじ菌を培養したものの若しくはこれに米、麦等の穀類を蒸煮したものを加えたものに食塩を混合し、これを発酵させ、及び熟成させたもの</p> <p>②①に砂糖類、風味原料（かつおぶし、煮干魚類、こんぶ等の粉末又は抽出濃縮物、魚醤油、たんぱく加水分解物、酵母エキスその他これらに類する食品）等を加えたもの</p>
米みそ	みそのうち、大豆を蒸煮したものに、米を蒸煮してこうじ菌を培養したもの（米こうじ）を加えたものに食塩を混合したもの
麦みそ	みそのうち、大豆を蒸煮したものに、大麦又ははだか麦を蒸煮してこうじ菌を培養したもの（麦こうじ）を加えたものに食塩を混合したもの
豆みそ	みそのうち、大豆を蒸煮してこうじ菌を培養したもの（豆こうじ）に食塩を混合したもの
調合みそ	みそのうち、米みそ、麦みそ又は豆みそを混合したもの、米こうじに麦こうじ又は豆こうじを混合したものを使用したもの等米みそ、麦みそ及び豆みそ以外のもの

## 「だし入り」の表示

みそに用いる原材料のうち、風味原材料（かつおぶし、煮干し魚類、昆布等の粉末又は濃縮物等）の総重量が、調味目的の添加物（グルタミン酸ナトリウム等）を超えた場合に、名称欄に「〇〇みそ（だし入り）」と記載できます。



少量でも健康被害を引き起こす可能性があります。調味料に含まれる場合も忘れずに記載してください。

## 裏面 2 【アレルギー表示】

表示が義務づけられたもの （特定原材料）8品目	えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生
表示を推奨するもの （特定原材料に準ずるもの） 20品目	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

食品表示の詳細は消費者庁ホームページ「食品表示基準」等を確認ください。

「みその表示に関する公正競争規約」も確認ください。



### 問い合わせ先

名称、原材料名、内容量、原料原産地名、食品関連事業者等に関する相談はこちら

アレルゲン、消費（賞味）期限、栄養成分表示、添加物、保存の方法、製造所等に関する相談はこちら

- 県民生活安全課 食の安全・食育担当 055-223-1638
- 中北農務事務所 地域農政課 0551-23-3078
- 峡東農務事務所 地域農政課 0553-20-2829
- 峡南農務事務所 地域農政課 055-240-4113
- 富士・東部農務事務所 地域農政課 0554-45-7830

- 衛生薬務課 食品衛生担当 055-223-1476
- 甲府市健康支援センター生活衛生薬務課 055-237-2550
- 中北保健所 衛生課 0551-23-3071
- 峡東保健所 衛生課 0553-20-2751
- 峡南保健所 衛生課 0556-22-8151
- 富士・東部保健所 衛生課 0555-24-9033